

◆三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品◆

〈抜粋〉



焙焼灰使用のサンドクッション材



建設汚泥使用の改良土



樹皮使用の泥土固化材



再生プラスチックの車止め



かき殻肥料



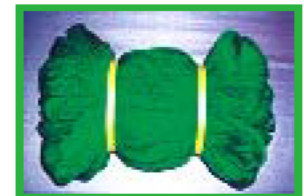
再生プラスチックのゴミ箱



碎石廃土等使用の
インターロッキングブロック



再生プラスチックの擬木



ペットボトル使用の多目的ネット



再生プラスチックのレンガブロック



再生プラスチック嵩上げ材使用
ダクタイルグレーチング



木くず使用のプランター・小物雑貨



※三重県リサイクル製品利用推進条例の内容及び認定リサイクル製品の概要・認定状況等は、ホームページ「三重の環境」(<http://www.eco.pref.mie.jp/>)でもご覧いただけます。